

# 新潟県社会福祉協議会 活動指針

〔令和3～5年度〕

令和3年3月  
社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

# 目 次

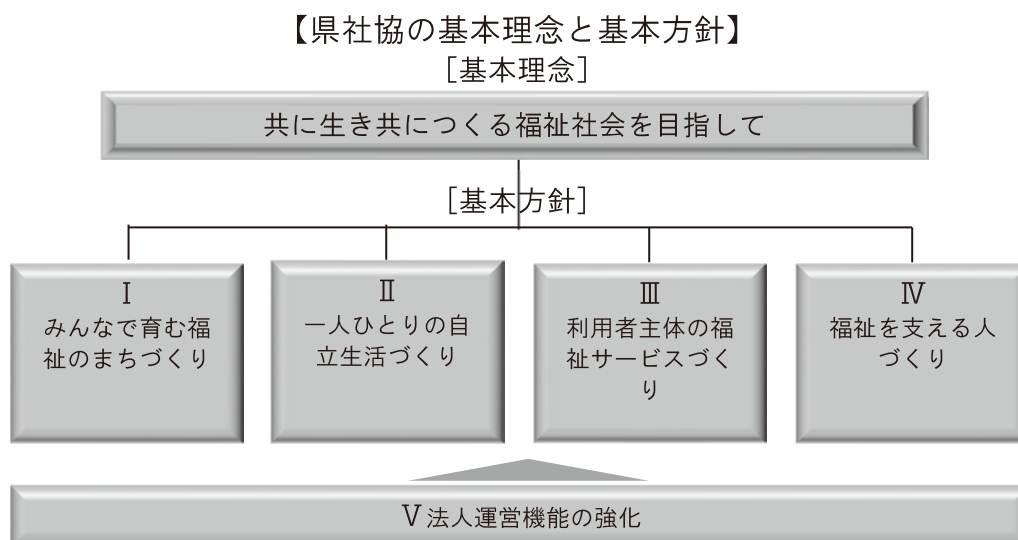
I	活動指針及び活動推進体制	2
1	策定の考え方	
2	新たな活動指針の策定について	
3	活動指針の推進について	
4	県社協活動推進体制の明確化について	
II	新たな活動指針（令和3～5年度）	7
1	地域共生社会実現に向けた基盤構築の推進	7
2	自立生活を支えるための包括的な総合相談・生活支援体制づくりの推進	10
3	地域における権利擁護体制の推進	11
4	福祉職の魅力についての啓発活動の推進	16
III	策定の経過	18
	〔参考〕活動指針（平成30～令和2年度）実施結果	19
1	地域共生社会実現に向けた基盤構築の推進	
2	地域における権利擁護事業の推進	
3	福祉職員のキャリアパス構築の推進	

# I 活動指針及び活動推進体制

## 1 策定の考え方

県社協は、「共に生き共につくる福祉社会を目指して」を活動の基本理念に掲げ、「みんなで育む福祉のまちづくり」など5つの基本方針に基づき事業を展開してきた。一方で、国や県との連携を基本としている県社協が、活動指針の中で事業全般について取組の方向性を示すことは現実的でないため、今後、県社協として取り組むべき課題を重点化・集中化して絞り込み、その方向性を明確にすることが求められている。このため、今後3か年に特に注力すべき課題に対し重点的かつ計画的に取り組む事業を絞り込み、「活動指針」として策定する。なお取り組む事業は、原則として3年毎に見直すこととする。

また、基本理念の方向性を示す基本方針を着実に推進するための5つの取組を「活動推進体制」として明確に位置づけることとする。



## 2 新たな活動指針の策定について

平成30年度から3か年、「地域共生社会実現に向けた基盤構築の推進」、「地域における権利擁護事業の推進」、「福祉職員のキャリアパス構築の推進」の3つの事業を活動指針として位置づけ、関係団体との連携や協力を得ながら、新たなネットワークや仕組みを構築し、福祉課題に対する様々な取組を進めることができた。

この取組を踏まえ、社会情勢の動きに応じた新たな活動指針を策定し、令和3年度から取り組むこととする。

新たな活動指針については、次の社会情勢を前提に策定した。

#### (1) 地域共生社会の実現

地域共生社会実現に向けた取組が全国的に展開されてきている中、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正社会福祉法」という。）が令和2年6月に成立、公布された。改正社会福祉法に基づき市町村における包括的な支援体制の構築に関する規定等が令和3年4月に施行されるとともに、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」に向けた支援を一体的に実施する新たな事業（重層的支援体制整備事業）の実施も予定され、引き続き地域共生社会実現に向けた取組が進められる。

#### (2) 自立した生活を支えるための包括的な総合相談・生活支援体制づくりの推進

福祉課題の複雑化・多様化・複合化に伴い、従来の属性別の支援体制では対応困難となり、本人・世帯の属性を問わず幅広く相談を受け止める「断らない」相談支援が求められており、「暮らし」全般を支える多機関協働の中核的な役割を果たす機能の必要性とその役割を担う専門的な知識やスキルを持つ人材の育成が急務とされている。

#### (3) 成年後見制度の利用促進

平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を受け、市区町村において、成年後見制度の利用促進が図られるにあたり、社協は、判断能力が不十分な人が他者からの不当な権利侵害にあうことなく、自身の権利を適切に行使しながら、尊厳をもってその人らしく安心して暮らすことができるよう、地域における総合的な権利擁護体制を念頭に、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援に関する取り組みを推進する必要がある。

#### (4) 福祉職の魅力についての啓発活動の推進

高齢・障害・児童のいずれの分野においても、福祉サービスを必要とする方の増加が見込まれる中、ニーズに対応出来る支援が求められている。また、慢性的に現場で働く人材の不足が続いていることから、福祉の仕事のやりがい・魅力・大変な事など正しい情報の提供を行い、先行しているマイナスイメージを払拭し、参入促進を図る必要がある。

このような情勢をふまえ新たな活動指針を策定する。

新たな活動指針
1 地域共生社会実現に向けた基盤構築の推進
2 自立生活を支えるための包括的な総合相談・生活支援体制づくりの推進
3 地域における権利擁護体制の推進
4 福祉職の魅力についての啓発活動の推進



### 3 活動指針の推進について

活動指針を着実かつ効果的に進めるため、以下の実施体制により推進する。

#### (1) 総合企画部会における活動指針の推進

- ① 総合企画部会において進捗状況を確認・評価しながら進めることとする。
- ② 各事業を効果的に実施するため、必要に応じ総合企画部会小委員会の設置等により、事業の方向性や課題の改善等に関し意見や助言を求めることとする。なお、総合企画部会小委員会等の検討組織は、福祉関係者や専門家、学識経験者等が参画し、幅広い関係者が一体となって取り組むこととする。
- ③ 原則として3か年で目指すべき目標と、計画の年度ごとの事業計画を設定する。その上で、年度ごとに評価を行いながら活動指針を推進する。また、必要に応じて3か年の時代の情勢変化に対して取組の修正を行う。

### 4 県社協活動推進体制の明確化について

基本理念の方向性を示す5つの基本方針を着実に推進するため、以下の5つの「活動推進体制」を明確に位置付け、より効果的な事業推進を図る。

#### (1) 社会的ニーズへの対応

活動指針やその他の重点事業の方向性や進捗等について、幅広い関係者とともに総合企画部会等で審議し対応する。

[具体的な取組]

- ・ 総合企画部会及び小委員会等の開催

#### (2) 政策提言・予算要望活動

パブリシティ活動の強化や、福祉団体と連携・共同し政策提言・予算要望を行う。

[具体的な取組]

- ・ 福祉団体のパブリシティ活動の強化に関する事業や広報研修会の開催
- ・ 福祉団体懇談会の開催
- ・ 福祉団体と共同による政策提言・予算要望活動の実施

#### (3) 調査活動

様々な諸課題への取組や社協活動の充実強化等、地域福祉推進において必要に応じ調査を行う。

[具体的な取組]

- ・ 市町村社協個別訪問調査の実施
- ・ 成年後見制度に関する実態把握調査

#### (4) 事業評価

P D C A サイクルに基づき、基本方針に基づく個別事業について毎年度事業評価を行い、改善点等を見出し翌年度事業に反映することで効果的に事業を推進する。

[具体的な取組]

- ・ 事業評価の実施

## (5) 職員の資質向上

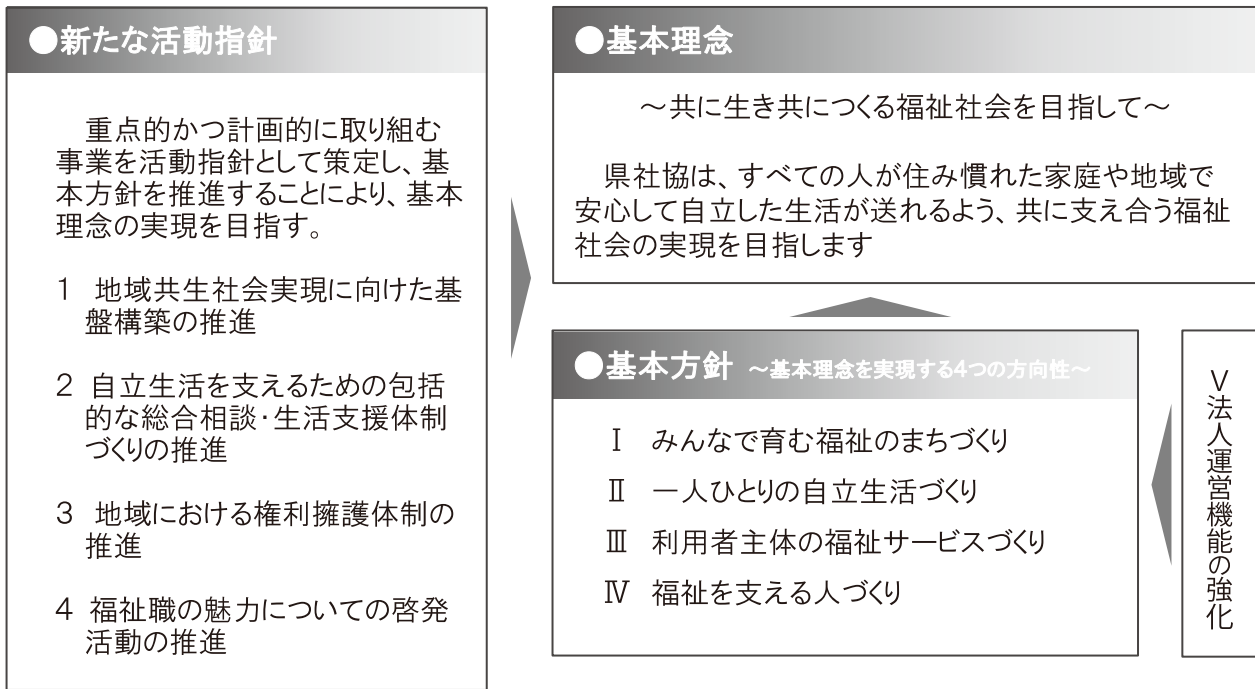
組織活動の要である「人」を育てることと併せ、組織横断的な取組の推進により組織力向上を図り、効果的な事業推進に資する。

[具体的な取組]

- ・職員研修体系に基づく職員研修の実施  
基礎研修、スキルアップ研修、マネジメント研修、O J T研修、実践研修、自己啓発研修

## 図：活動指針策定と活動推進体制

- 活動指針策定の考え方**
- 県社協は、「共に生き共につくる福祉社会を目指して」を活動の基本理念に掲げ、「みんなで育む福祉のまちづくり」など5つの基本方針に基づき事業を展開してきた。
  - 一方で、国や県との連携を基本としている県社協が、活動指針の中で事業全般について取り組みの方向性を示すことは現実的でないため、現行の活動指針策定の考え方を踏まえ、今後、県社協として取り組むべき課題を重点化・集中化して絞り込み、その方向性を明確にすることが求められている。
  - これを踏まえ、今後3か年に特に注力すべき課題に対して重点的かつ計画的に取り組む事業を絞り込み「活動指針」として取り組むとともに、併せて基本方針を着実に推進するための5つの取組を「活動推進体制」として明確に位置づけることとする。



<b>●活動推進体制</b>				
<p>1 社会的ニーズへの対応</p> <p>活動指針やその他重点事業の方向性や進捗等について、幅広い関係者とともに総合企画部会等で審議し対応する</p>	<p>2 政策提言・予算要望活動</p> <p>パブリシティ活動の強化や、福祉団体と連携・共同し政策提言・予算要望を行う</p>	<p>3 調査活動</p> <p>様々な諸課題への取組や社協機能の充実強化等、地域福祉推進において必要に応じ調査を行う</p>	<p>4 事業評価</p> <p>PDCA サイクルに基づき、毎年度事業評価を行い、効果的に事業を推進する</p>	<p>5 職員の資質向上</p> <p>職員研修や、横断的な取組の推進により組織力向上を図り、効果的な事業推進に資する</p>

## Ⅱ 新たな活動指針(令和3～5年度)

---

### 1 地域共生社会実現に向けた基盤構築の推進

#### 1 現状と課題

少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加など、地域社会を取り巻く環境の変化による地域のつながりの希薄化等を背景に、地域生活課題が複雑化・多様化してきている。

これらの課題に対応するため、令和3年4月1日施行の改正社会福祉法では、市町村における「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築」が盛り込まれた。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、地域福祉活動やボランティア・市民活動の推進においては、「新しい生活様式」を踏まえた取り組みが必須となり、活動に際しては様々な工夫や転換を迫られている。

これらを踏まえ、市町村社協においては、市町村をはじめとした地域の様々な関係機関・団体等とより強固なパートナーシップを構築した上での、適時適切な地域生活課題に対する支援体制の整備が求められている。

#### 2 事業のねらい

- (1) 地域共生社会実現に向けた地域福祉活動の取組推進を図るため、市町村社協が抱える諸課題の把握及び分析に基づく解決に向けた方策の検討や、その取り組みが円滑かつ効果的に推進できるよう本会において推進体制を整備し市町村社協支援を進める。
- (2) 市町村社協が抱える諸課題への具体的な対応に向けて、必要となる仕組みづくりや個別支援に係る事業を実施する。

#### 3 想定される取組

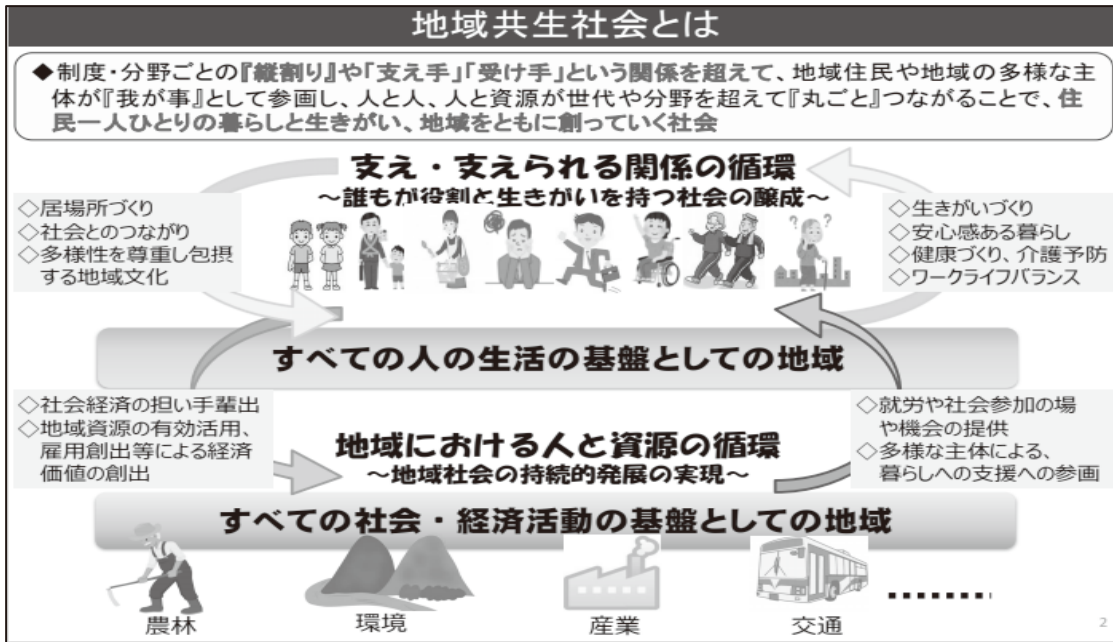
- (1) 市町村社協が抱える課題の抽出及び検討
  - ① 「令和2年度市町村社協活動実態調査」結果や、全社協が実施する「社協・生活支援活動強化方針チェックリスト」結果の分析
  - ② 市町村社協への個別訪問調査
  - ③ 外部アドバイザーを交えた検討チームの編成及び課題抽出  
＜メンバー＞  
学識経験者、地域福祉課長及び課員
- (2) 地域共生社会の実現に向けた関係機関・団体との連携の場づくり
  - ① 地域共生社会実現に向けた取組推進
    - ・地域福祉事業推進に係る情報共有会議の開催
    - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した地域福祉活動のための研修会の開催
    - ・重層的支援体制整備事業等の取組共有 等
  - ② プラットフォームづくりの推進

- ・災害時福祉支援活動推進
  - ・福祉教育推進
  - ・ひきこもり者への支援 等
- ③ 前3ヵ年（平成30年度～令和2年度）の活動指針実績に基づく地域支援の推進
- ・ひきこもり者への支援
  - ・地域アセスメントに基づく地域支援 等
- ④ 上記①～③に係るアドバイザーの適宜派遣

#### 4 年次計画

取組項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1) 市町村社協が抱える課題の抽出及び検討			
① 「令和2年度市町村社協活動実態調査」結果や、全社協実施「社協・生活支援活動強化方針チェックリスト」結果の分析	▶		
② 市町村社協への個別訪問調査	▶		
③ 外部アドバイザーを交えた検討チームの編成及び課題抽出	▶		
(2) 地域共生社会の実現に向けた関係機関・団体との連携の場づくり			
① 地域共生社会実現に向けた取組推進 ・地域福祉事業推進に係る情報共有会議の開催 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した地域福祉活動のための研修会の開催 ・重層的支援体制整備事業等の取組共有 等	▶		
② プラットフォームづくりの推進 ・災害時福祉支援活動推進 ・福祉教育推進 ・ひきこもり者への支援 等	▶		
③ 前3ヵ年（平成30年度～令和2年度）の活動指針実績に基づく地域支援の推進 ・ひきこもり者への支援 ・地域アセスメントに基づく地域支援 等	▶		
④ 上記①～③に係るアドバイザーの適宜派遣	▶		

※参考



(出所：厚生労働省HP)

## 2 自立生活を支えるための包括的な総合相談・生活支援体制づくりの推進

### 1 現状と課題

福祉課題の複雑化・多様化・複合化に伴い、従来の属性別の支援体制では対応困難となり、本人・世帯の属性を問わず幅広く相談を受け止める「断らない」相談支援が求められている。

高齢・障がい・子ども・生活困窮など各専門支援機関との連携の促進や「暮らし」全般に及ぶ伴走型支援に向けた、多機関協働の中核的な役割を果たす機能が必要とされている。また、その役割を果たすための専門的な知識やスキルを持つ人材の育成が急務とされている。

### 2 事業のねらい

- (1) 「暮らし」を支える幅広い知識やスキルを身につけ、各専門的な支援機関等と連携協働して、住民を支援できる能力を有する人材を育成していく必要がある。
- (2) 各専門的な支援機関や他職種の人々が円滑に連携協働できる広域的なプラットフォームの構築を支援していく必要がある。

### 3 想定される事業

#### (1) 事業内容

- ① 本人が抱える生活課題に対し、暮らし全体と人生の時間軸を捉えて継続的につながり、本人や世帯、地域に働きかけるソーシャルワーク機能を高めた相談支援専門職の育成を行う。
  - 生活困窮者自立支援事業及び生活福祉資金貸付事業等に係わる担当職員の専門的知識や技術等のスキル向上のためのカリキュラムの策定や研修体系を整備する。
- ② 福祉、医療、司法、教育、就労など「暮らし」全般に及ぶ多機関・多職種のネットワークを広域、県域において構築することを支援する。

### 4 年度計画

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 研修カリキュラムの策定と研修体系の整備	■	■	■
(2) 研修事業の開催	■	■	■
(3) 広域、県域のネットワーク化への支援	計画	■	■

### 3 地域における権利擁護体制の推進

#### 1 現状と課題

- (1) 全国社会福祉協議会では、地域住民や関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」による地域における総合的な権利擁護体制構築を提唱しており、社協が日常生活自立支援事業など、これまでの取り組みを活かし、平成29年3月に策定された「成年後見制度利用促進基本計画」で謳われている地域連携ネットワークへ積極的に参画し、権利擁護支援に関する機能を拡充するなど、成年後見制度利用促進にかかる取り組みを積極的に進めていくべきと考えている。
- (2) 各市町村において地域の実情に即した権利擁護体制の整備が求められる中、活動指針に定める取り組みとして、日常生活自立支援事業は平成29年度から全市町村社協実施方式に組み込み、令和2年4月1日付で、当会所管の全29市町村社協において実施に至った。
- (3) 一方で、成年後見制度利用促進にかかる取り組みの進捗状況は、「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPI（重要業績評価指数）で示される数値目標を十分に達成できていない。委託予定先との調整や内部における合意形成等の課題により、市町村は十分な体制整備を進められておらず、住民や関係者が制度を正しく理解できていない、必要な人を適切に制度利用へつなげられていない、などの課題を抱えている。また、県内の後見ニーズが専門職後見人の受任可能件数を上回っており、制度の担い手が不足している。

#### 2 事業のねらい

- (1) 市町村社協における取り組みの現状や抱えている課題、また、県社協に対してどのような取り組みを求めているかを把握することで、より効果的な取り組みの実現を図る。
- (2) 市町村社協が、日常生活自立支援事業や法人後見の実績を活かし、成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク、中核機関の設置を含む、総合的な権利擁護体制の構築・強化の推進を図る。
- (3) 日常生活自立支援事業の利用者のうち、判断能力の低下などにより、成年後見制度への移行が必要な人や適切な後見人等の担い手がいない人を支えるため、市町村社協が法人後見に組み込み、社協としての強みを活かした後見活動ができるよう推進を図る。
- (4) 市町村社協が行政とのパートナーシップを築きながら体制整備を進められるよう、新潟県とも連携し、市町村における広域的な成年後見制度利用促進体制の整備や地域連携ネットワークの構築・強化の推進を図る。

#### 3 想定される事業

- (1) 取り組み全般に関する評価・点検  
「地域における総合的な権利擁護体制づくり検討会」（仮称）の設置運営、成年後見制度に関する実態把握調査



(2) 権利擁護センターの設置と機能拡充

法人後見専門員スキルアップ研修会・法人後見実施団体等による意見交換会の開催、権利擁護センター推進研修会（仮称）・権利擁護センター意見交換会（仮称）の開催、アドバイザー派遣事業の実施、体制整備事例集（仮称）の作成

(3) 権利擁護センターの周知

権利擁護パンフレットの作成

(4) 法人後見の取組促進と体制整備

法人後見訪問検討会（仮称）、市民後見人養成事業の実施検討、成年後見制度セミナー・法人後見推進研修会の開催

(5) 市町村における体制整備支援

成年後見制度担当者研修会（基礎編・応用編）・体制整備勉強会・市町村長申立推進研修会の開催

4 年度計画

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 取り組み全般に関する評価・点検			
①地域における総合的な権利擁護体制づくり検討会	→		
②成年後見制度に関する実態把握調査	→		
(2) 権利擁護の体制づくりと機能拡充			
①法人後見専門員スキルアップ研修会	→		
②権利擁護センター推進研修会	→		
③法人後見実施団体等による意見交換会	→		
④権利擁護の体制づくりに関する意見交換会		→	
⑤アドバイザー派遣事業		→	
⑥体制整備事例集の作成		→	
(3) 権利擁護の体制づくりに関する周知			
①権利擁護パンフレットの作成	→		
(4) 法人後見の取組促進と体制整備			
①法人後見訪問検討会	→		
②成年後見制度セミナー	→		
③法人後見推進研修会	→		
(5) 市町村における体制整備支援			
①成年後見制度担当者研修会（基礎編）	→		
②成年後見制度担当者研修会（応用編）		→	
③体制整備勉強会	→		
④市町村長申立推進研修会	→		
⑤市民後見人養成事業検討	→		



(参考)

## 1 成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI について

「成年後見制度利用促進基本計画」において、“中間年度である平成 31 年度（令和元年度）においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う”とされていることを踏まえ、各施策の実現に向けて、その目指すべき目標を明確化し、施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、「成年後見制度利用促進専門家会議」における議論を踏まえて、基本計画に係る KPI（重要業績評価指標）を設定したものの。

＜成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI（市区町村の体制整備に関する項目のみ抜粋）＞

	項目 ※中核機関は権利擁護センター等を含む	全国 (全 1,741 市区町村)		新潟県 (全 30 市町村)	
		目標値 (2021 年度末)	実績値	目標値	実績値
1	中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数	1,741 (100%)	559 (32.1%)	30 (100%)	8 (26.6%)
2	市町村計画を策定した市区町村数	1,741 (100%)	134 (7.6%)	30 (100%)	1 (3.3%)
3	中核機関を整備した市区町村数	1,741 (100%)	589 (33.8%)	30 (100%)	8 (26.6%)
4	協議会等の合議体を設置した市区町村数	1,741 (100%)	150 (8.6%)	30 (100%)	2 (6.6%)

※数値は令和元年 10 月現在

## 2 全国社会福祉協議会が提唱する「権利擁護センター等」について

平成 24・25 年度に実施された「地域における権利擁護体制の構築に関する調査研究事業」において、権利擁護支援を必要とする人が支援に確実に結びつくよう、地域住民や市町村行政・関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」による地域における権利擁護体制の構築を推進することが提案された。

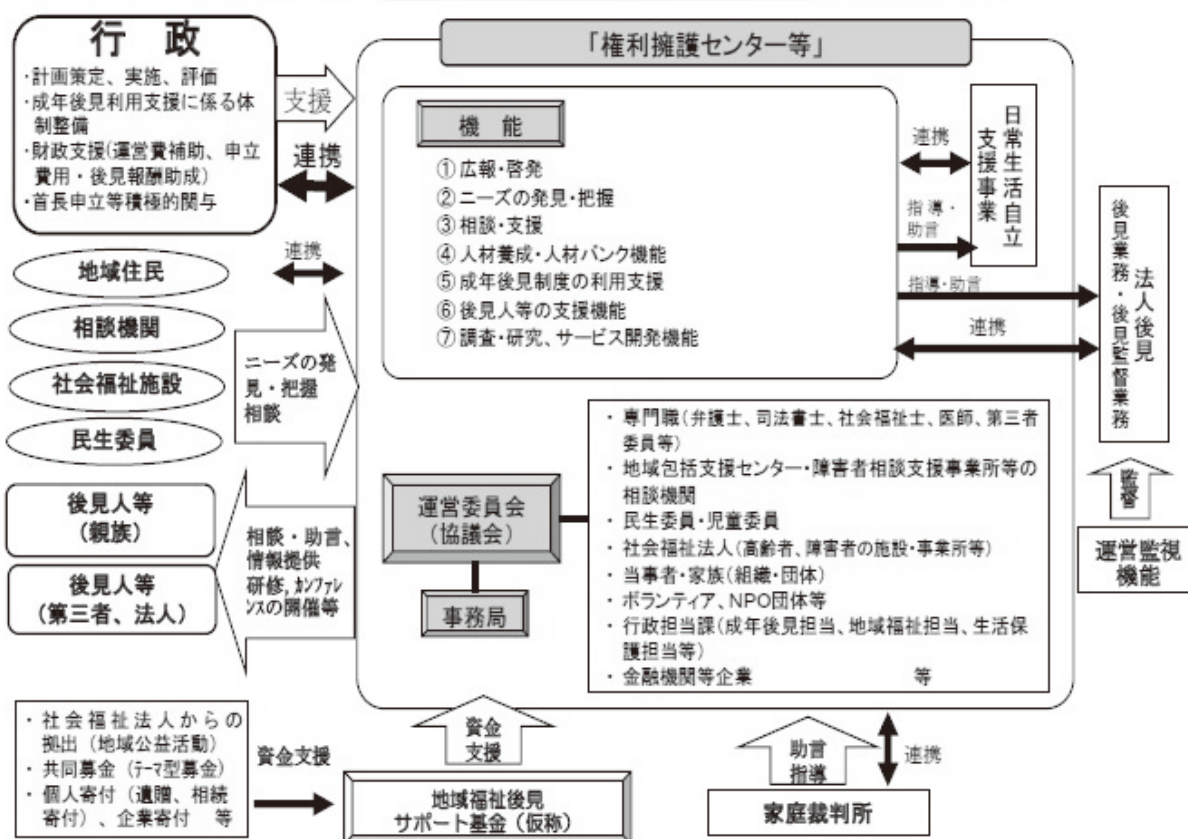
また、平成 30 年 3 月に提言された「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」において、社協が中核機関を受託する場合は、単に成年後見制度の利用促進を図るだけでなく、中核機関としての実践を地域における総合的な権利擁護体制の構築、「権利擁護センター等」の設置等により、総合的な権利擁護支援機能の拡充が必要とされている。

＜令和元年度「各社協の成年後見制度にかかる取り組み状況」調査回答結果＞

項目	全国 (全 1,893 社協)		新潟県 (全 30 社協)	
	実績値	社協総数に 対する割合	実績値	社協総数に 対する割合
1 法人として後見人を受任している(法人後見を行っている)社協数	587	31.0%	19	63.3%
2 市民後見人の養成を行っている社協数	272	14.4%	3	10.0%
3 市民後見人の受任調整や実務支援を行っている社協数	173	9.1%	1	3.3%
4 「権利擁護センター等」を設置している社協数 (センター名が判明していない社協を含む)	400	21.1%	6	20%

※全国の数値は令和元年 12 月現在、新潟県の数値は令和 2 年 10 月現在

社協の『権利擁護センター等』イメージ図



出所: 成年後見制度利用促進における社協の取組と地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策 (H30.3 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会)

## 4 福祉職の魅力についての啓発活動の推進

### 1 現状と課題

#### (1) 高齢分野

2025年には団塊の世代がすべて75歳以上となり、およそ国民の3人に1人が高齢者(65歳以上)となることが推測され、それにともない要介護者数も増加していく見込みである。高齢分野に携わる介護職員は年々増加しているものの、要介護者の増加率に追いつくことが出来ず、慢性的に介護職員不足が続いている。

#### (2) 障害分野

障害者の人数は年々増加傾向にあり、それにともない障害福祉サービスの利用者数が増えており、深刻な人手不足の課題を抱える事業所も少なくない。

#### (3) 児童分野

少子化が社会問題となっている中でも、女性の就業率の向上等にともない保育ニーズは増えており、保育士の確保が課題となっている。

このことから、福祉の各分野で人材不足が顕著にあらわれている中、安心して生活が出来るようにするには、福祉サービスの質と量の基盤構築が不可欠のため、人材を確保することは、喫緊の課題といえる。また福祉の仕事に関するイメージは社会的に意義のあるものだと思われる一方で、心身に負担が大きい、給与水準が低い、責任が重いなどマイナスイメージが先行している。

### 2 事業のねらい

福祉分野への参入促進を図るため、現場で働く職員や事業所等について学生・子育て中の方・改めて仕事を探している方等、幅広く積極的にPRを行う必要がある。

- (1) 福祉の仕事はなにが魅力で、なにが大変なのか等正しい情報発信を行う。
- (2) 具体的な施設の状況や仕事内容をイメージできるように、現場からの情報発信を行う。

### 3 想定される事業

#### (1) 事業内容

##### ① 現場で働く職員や事業所へのインタビュー

高齢・障害・児童分野の各施設で働く職員に、仕事のやりがい、大変なところなどのインタビューや、施設を利用されている家族のインタビューを行い、動画を作成する。作成した動画は福祉人材センターYouTubeチャンネルで一般公開を行う。また人事担当等に法人の特徴や福利厚生等を聞き取り、それを福祉人材センターHPのブログとして掲載する。

##### ② 介護施設の職場体験事業

介護の仕事に興味のある方を対象に、高齢分野の施設での職場体験のあっせんを行う。

##### ③ 福祉人材センター職員による職場体験レポート

福祉人材センター職員が施設での職場体験を行い、その内容をレポートとしてブログに掲載する。

④ インスタグラムによる職員・利用者の写真公開

現場で働く職員・利用者の輝いている瞬間等を撮影し、インスタグラムで広く公開する。

⑤ 関係団体・法人等との連携事業

福祉人材センターが事務局となり、関係団体や法人等と協議体を構成し、福祉職の魅力発信のための活動を行う。

4 年度計画

取組項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1) 福現場で働く職員・事業所へのインタビュー	→	→	→
(2) 福護施設の職場体験事業	→	→	→
(3) 福祉人材センター職員による職場体験レポート	→	→	→
(4) インスタグラムによる職員・利用者の写真公開	→	→	→
(5) 関係団体・法人等との連携事業	計画	→	→



## Ⅲ 策定の経過

### 1 活動指針策定検討会議の開催

新たな活動指針策定のため、活動指針策定検討会議を開催し検討を進めた。検討の結果、本会基本方針の4つの方向性に即し、社会的に広く取組が求められる4つのテーマを絞り込み、令和2年度総合企画部会において審議し策定に至った。

- (1) 第1回検討会議 令和2年6月8日開催
  - ・基本方針に関する意見について
  - ・新たな活動テーマについて
- (2) 第2回検討会議 令和2年11月16日開催
  - ・新たな活動指針の事業について
- (3) 第3回検討会議 令和3年1月5日開催
  - ・新たな活動指針の策定について
  - ・活動指針の評価について

### 2 総合企画部会における審議

新潟県社会福祉協議会定款33条に基づく総合企画部会で審議を行い、一部修正の上、「新潟県社会福祉協議会活動指針（案）」とすることについて了承された。

- ・令和3年2月8日 総合企画部会開催  
総合企画部会委員名簿（順不同・敬称略）

役職名	所属・職名	氏名
部会長	日本赤十字社新潟県支部事務局長	宮本豊博
副部会長	新潟医療福祉大学名誉教授	松山茂樹
委員	新潟県手をつなぐ育成会 理事長	五十嵐勝彦
委員	新潟いのちの電話理事長	及川紀久雄
委員	新潟日報社論説編集委員	小林正史
委員	新潟県福祉保健部福祉保健課長	中野正喜
委員	新潟県保育連盟理事長	平澤正人
委員	長岡市社会福祉協議会 会長	本田史朗
委員	新潟県介護福祉士会会長	宮崎則男
委員	新潟青陵大学准教授	李在億

### 3 理事会・評議員会における報告

令和3年3月17日開催の令和2年度第3回理事会及び令和3年3月26日開催の第2回評議員会で、活動指針の策定を説明し報告した。

〔参考〕 活動指針(平成 30～令和2年度)実施結果



# 1 地域共生社会実現に向けた基盤構築の推進

## 1 事業のねらい

様々な社会課題が増加する中で、新たな社会課題や地域の福祉課題に対応するために、課題の実態調査及びその分析を行い、具体的な取組を示し、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制構築を推進する。

## 2 事業実施状況

### (1) 新たな社会課題の抽出及び検討事業

市町村社協への個別訪問等をとおして、課題解決に向けた方策を検討するとともに、その取組が円滑かつ効果的に推進できるよう支援を行った。

年度	内 容
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉教育実施状況調査実施（対象：30市町村社協）</li> <li>子ども食堂状況調査実施（対象：30市町村社協、30市町村）</li> <li>地域福祉活動計画策定支援（上越市社協、村上市社協）</li> <li>福祉教育担当職員研修における講師（上越市社協）</li> <li>孤立化による空き家の予防連絡会議参画（新発田市社協）</li> <li>支え合いのしくみづくりアドバイザーの派遣（上越市社協、魚沼市社協、湯沢町社協）</li> </ul>
R1	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども食堂状況調査実施（対象：30市町村社協、30市町村）</li> <li>災害発生時の事業継続計画（BCP）策定プロジェクトチーム参画（長岡市社協）</li> <li>孤立化による空き家の予防連絡会議参画（新発田市社協）</li> <li>災害支援にかかる懇談会、研修、会議等参画（小千谷市社協、村上市社協、燕市社協、阿賀町社協、三魚沼地区社協）</li> <li>住民の互助による移動・外出支援勉強会 in 南魚沼の開催にかかる連携・協力（南魚沼市社協）</li> <li>発展強化計画策定に向けた支援協力（湯沢町社協）</li> </ul>
R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村社協活動実態調査実施（対象：30市町村社協）</li> <li>子ども食堂状況調査実施（対象：30市町村社協、30市町村）</li> <li>新型コロナ禍における地域福祉活動情報共有オンライン会議開催</li> <li>孤立化による空き家の予防連絡会議参画（新発田市社協）</li> <li>災害ボランティアセンターマニュアル作成委員会参画（関川村社協）</li> <li>災害ボランティアセンター設置訓練、研修会等参画（新潟市社協、長岡市社協、南魚沼市社協、三魚沼地区社協、県北市町村社協）</li> </ul>

### (2) 地域共生社会実現に向けた関係機関・団体との連携の場づくり

新たな社会課題の対応のあり方について、関係機関・団体と連携して考える場を企画開催した。

年度	内 容
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村社会福祉協議会生活困窮者自立支援事業担当者等学習会の開催</li> <li>住民の互助による移動・外出支援勉強会@湯沢の開催</li> <li>住民主体の地域づくりセミナーin 湯沢の開催</li> <li>子どもの居場所づくりフォーラムの開催</li> </ul>

R1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉教育推進セミナーの開催</li> <li>・住民の互助による移動・外出支援勉強会 in 南魚沼の開催</li> <li>・地域福祉コーディネーター研修の開催</li> </ul>
R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉教育推進セミナーの開催</li> <li>・にいがたNPOたがいにサロンの開催</li> <li>・障害者就労×持続可能なビジネスモデル確立に向けた検討会の開催</li> <li>・ひきこもり支援従事者研修会の開催</li> <li>・地域共生社会実現に向けた地域づくり強化のための研修会の開催</li> </ul>

(3) 新たな社会課題に焦点をあてた「テーマ型調査」の実施と課題解決に向けた具体的取組の研究・協議

① 「新たな社会課題の解決に向けた具体的取り組みの研究・協議に関するワーキングチーム」の設置・運営

ア 委員構成

区分	氏名	所属・職名
座長	李 在 檉	新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科 准教授
委員	斎 藤まさ子	長岡崇徳大学看護学部看護学科 教授
委員	小 澤 薫	新潟県立大学人間生活学部子ども学科 教授
委員	三 膳 克 弥	KHJにいがた秋桜の会 理事長
委員	本 間 直 美	新潟県福祉保健部障害福祉課いのちとこころの支援室 政策企画員
委員	小 田 恵	新潟県パーソナル・サポート・センター センター長
委員	樋 口 将 洋	津南町福祉保健課福祉班 班長
委員	瀧 澤 章 子	津南町福祉保健課健康班 保健師長
委員	石 沢 好 美	津南町社会福祉協議会 主事

※所属・職名は令和2年4月1日現在。

※上表委員の他、(一財)新潟県民生委員児童委員協議会、及び新潟県福祉保健部福祉保健課企画調整室がオブザーバー参加。

イ ワーキングチームの開催

開催回数	12回
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり支援に関する現状・課題等について意見交換・情報共有</li> <li>・津南町民の日常生活のお困りごとに関する調査・結果分析・課題抽出・調査公表、調査結果を踏まえた今後の対応策</li> <li>・先進地視察について</li> <li>・ひきこもり支援従事者研修会の開催について</li> <li>・タスクチームの活動状況及び今後の取組について</li> </ul>

ウ タスクチームの開催

項目	タスクチームA	タスクチームB
テーマ	相談支援	居場所・役割づくり
構成メンバー	斎藤委員(リーダー)、三膳委員、本間委員、小田委員、瀧澤委員、他に県十日町地域振興局地域保健課オブザーバー参加	小澤委員(リーダー)、李座長、三膳委員、小田委員、樋口委員、石沢委員
開催回数	4回	5回
内容	・「イツモノトコin津南」視察 ・事例検討(インシデント・プロセス法) ・令和3年度からの取組を想定した検討(定期的なケース検討会の開催、ひきこもりアセスメントシート、ひきこもり家族向け学習会、地域住民向けセミナー)	・令和3年度からの取組を想定した検討(居場所の機能強化・発展に向けた体制整備について、新たな役割の創出について)

② 津南町におけるひきこもりに関する実態把握

ア 津南町民の日常生活のお困りごとに関する調査の実施

- ・調査手法：質問紙法
- ・調査対象：津南町の全世帯（3,258世帯）
- ・調査期間：平成30年12月20日～平成31年1月8日
- ・調査票回収数：2,714部（回収率83.3%）
- ・有効回答数：2,592部（有効回答率79.6%）

イ 津南町民の日常生活のお困りごとに関する調査結果報告書の作成・公表

同調査結果及び分析内容について結果報告書として取り纏め、令和元年12月に本会ホームページ上で公表した。

- ・本会ホームページアドレス：<http://www.fukushiniigata.or.jp/reports/>

ウ 津南町長への報告

令和元年9月26日、桑原悠津南町長と面会し、「津南町民の日常生活のお困りごとに関する調査」の結果について説明し、意見交換等を実施した。

③ 先進地視察の実施

生きづらさを抱える人たちの社会的役割や出番の創出に向けて先進的に取り組んでいる2団体を視察し、その取組内容等についてヒアリング、意見交換等を実施した。

ア 社会福祉法人藤里町社会福祉協議会（秋田県山本郡藤里町）

イ NPO法人わっこ谷の山福農林舎、社会福祉法人筑北村社会福祉協議会

（長野県東筑摩郡筑北村）

④ 「令和2年度ひきこもり支援者従事者研修会」の開催

ひきこもりの相談支援に従事する者が、津南町における取組等を通じて地域における機関連携や支援体制づくりについて学び、実際の支援につなげることを目的に開催した。

- ・調査報告「津南町民の日常生活のお困りごとに関する調査結果について

～社会的孤立、ひきこもりに関する実態を中心に～

- ・ミニ講義「ひきこもり支援のポイント ～当事者の気持ち、家族の思い～」
- ・現状報告及び意見交換「津南町におけるひきこもり支援の仕組みづくりを目指した取組」

⑤ 津南町における主な試行的取組

- ア 多職種による事例検討会の開催
- イ 不登校・ひきこもり家族の会の開催
- ウ 「イツモノトコin津南」での制作活動における物品販売の価格変更、販路拡大
- エ 「イツモノトコin津南」の運営体制の強化

⑥ 講師等派遣

- ア 第56回関東ブロック郡市区町村社協職員合同研究協議会
  - ・第1分科会：生きづらさを抱える人たちに寄り添う居場所づくり
- イ 阿賀町トータルサポートネットワーク
  - ・テーマ：「津南町民の日常生活のお困りごとに関する調査」結果報告

⑦ メディア掲載

- ア ダイヤモンドオンライン：「引きこもり」するオトナたち（池上正樹氏）
  - ・掲載日：令和2年6月25日（木）
  - ・URL：<https://diamond.jp/articles/-/241294>
- イ 新潟日報（朝刊）「声なきSOS ひきこもり支援の行方」
  - ・掲載日：令和2年8月3日（月）

(4) 地域福祉に関する問題や課題解決に向けた具体的取組の研究・協議

① 委員会の設置・運営

- ア 名称：「地域共生社会実現に向けた地域福祉活動の展開に関する検討委員会」
- イ 委員構成

区分	氏名	所属・職名
委員長	菱 沼 幹 男	日本社会事業大学 社会福祉学部福祉計画学科 准教授
委員	本 間 和 也	長岡市社会福祉協議会川口支所長
委員	寺 野 徹	新発田市社会福祉協議会 事務局長
委員	佐 藤めぐみ	燕市社会福祉協議会 地域福祉課係長
委員	坂 大 優	魚沼市社会福祉協議会 地域福祉課長
委員	荒 井 武 士	聖籠町社会福祉協議会 地域福祉推進センター長

※所属・職名は令和2年4月1日現在。

※上表委員の他、新潟県福祉保健部福祉保健課企画調整室がオブザーバー参加。

ウ 委員会の開催

開催回数	12回
内 容	・現状と課題に関する調査の実施について ▷県内市町村社協における地域福祉活動の実態把握調査 ▷フィールド調査（6社協） ・「地域福祉推進セミナー」の開催について

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域アセスメントを取り入れた地域福祉活動推進ガイドラインの作成について</li> <li>・ガイドラインの活用に向けた研修会の開催について</li> </ul>
--	--

② 市町村社協における地域福祉活動の実態及び課題把握に向けた調査の実施

ア 地域福祉活動現況調査（平成30年度）

- ・ 対象：新潟市社協を除く29市町村社協

イ フィールド（訪問）調査（平成30年度、令和元年度）

- ・ 対象：長岡市社協、柏崎市社協、新発田市社協、燕市社協、魚沼市社協、聖籠町社協

③ 「地域アセスメントを取り入れた地域福祉活動推進ガイドライン」の作成

地域アセスメントの視点に基づくコミュニティワークの普及や住民の福祉意識の向上、地域連携の促進、新たなサービス開発及び支え合いの担い手の発掘・育成など、地域支援の基盤強化を図ることを目的としたガイドラインを作成し、本会ホームページ上で公表した。

- ・ 本会ホームページアドレス：<http://www.fukushiniigata.or.jp/reports/>

④ 「地域福祉推進セミナー」の開催

ア 令和元年度

地域アセスメントに基づく地域支援の必要性について、理解を深めるとともに、各市町村社協における地域福祉活動の実情を関係者間で共有することを目的に開催した。

- ・ 基調報告「地域共生社会実現に向けた地域福祉活動の展開に関する検討の取組」及び県内市町村社協「地域福祉活動現況調査」の結果について
- ・ 講義「地域アセスメントに基づいた地域支援の展開」
- ・ 実践報告「県内市町村社協における地域福祉活動の実践事例」
- ・ 情報交換

イ 令和2年度

「地域アセスメントを取り入れた地域福祉活動推進ガイドライン」を踏まえ、市町村社協等に対して、地域福祉活動を行う際の地域アセスメントに基づく地域支援の必要性について理解を深めるとともに、適時適切な地域生活課題への対応力の向上を図ることを目的に開催した。

- ・ 基調講演「地域アセスメントに基づく地域支援の必要性について」
- ・ 実践報告「県内市町村社協における地域福祉活動の実践事例」
- ・ グループワーク、情報交換

(5) 新たな担い手の確保・養成の研究・協議（再掲）

年度	内 容
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村社会福祉協議会生活困窮者自立支援事業担当者等学習会の開催</li> <li>・ 住民の互助による移動・外出支援勉強会@湯沢の開催</li> <li>・ 住民主体の地域づくりセミナーin 湯沢の開催</li> <li>・ 子どもの居場所づくりフォーラムの開催</li> </ul>
R1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉教育推進セミナーの開催</li> <li>・ 地域福祉推進セミナーの開催</li> <li>・ 住民の互助による移動・外出支援勉強会 in 南魚沼の開催</li> <li>・ 地域福祉コーディネーター研修の開催</li> </ul>

R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉教育推進セミナーの開催</li> <li>・地域アセスメントを取り入れた地域福祉活動推進ガイドライン」の活用に向けた研修会の開催</li> <li>・にいがたNPOたがいにサロンの開催</li> <li>・障害者就労×持続可能なビジネスモデル確立に向けた検討会の開催</li> <li>・ひきこもり支援従事者研修会の開催</li> <li>・「地域共生社会実現に向けた地域づくり強化のための研修会の開催</li> </ul>
----	--

### 3 事業成果

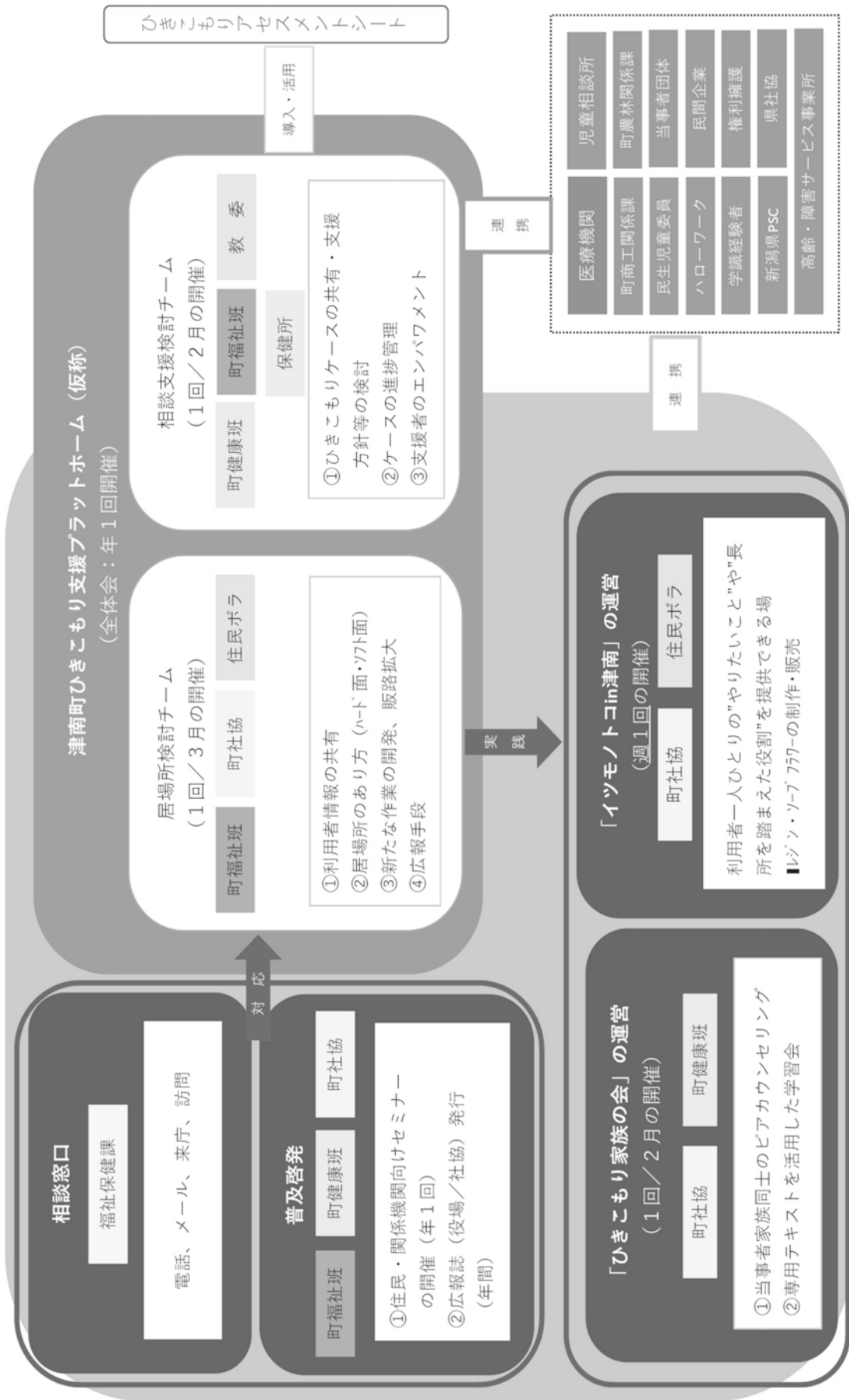
- ・津南町におけるひきこもりに関する実態の把握・分析及び今後の取組をワーキングチームで協議・研究する過程において、関係者の積極的な関わりや今後の具体的な計画立案、町民のひきこもりに対する理解が促進された。更に、他市町村への支援に向けた本会のスキル向上が図られた。(津南町における次年度以降の取組イメージは次項のとおり。)
- ・市町村社協の地域支援において、組織として必要な情報を把握・分析し、地域の実状に即した根拠のある事業展開が円滑に行われるための「地域アセスメントを取り入れた地域福祉活動推進ガイドライン」を策定し、研修を通して担当者の資質向上を図った。
- ・市町村社協地域福祉活動実態調査の結果等を踏まえ、地域における担い手となる人材の確保・養成のあり方について検討し、研修会やセミナー等を通じて関係者の資質向上を図った。

### 4 今後の取り組み

地域共生社会実現に向けた地域福祉活動の取組推進を更に図るため、市町村社協の実状や課題を把握し、的確な分析に基づく必要な支援に繋げる必要がある。

本会地域福祉課において、能動的かつ計画的な市町村社協支援を行うため、引き続き重点事業として推進体制を整備し、取組みを進める。

令和3年度からの津南町ひきこもり支援関係事業のイメージ図





## 2 地域における権利擁護事業の推進

### 1 事業のねらい

- (1) 日常生活自立支援事業や成年後見制度を円滑かつ一体的に実施することにより、判断能力の不十分な方が、住み慣れた地域において安心して暮らせる生活の実現を図る。
- (2) 日常生活自立支援事業の全市町村社協実施方式への移行について、平成30年度～令和2年度までの3か年の間に全ての社協において事業実施することを目標に進めるとともに、移行後の市町村域における事業の早期定着や活用促進のため、市町村社協に対し必要な支援を行う。
- (3) 成年後見制度の利用促進に向けた申立支援の研修会や法人後見実施団体等に対する支援の取組みを進めるとともに、新潟県と連携し各地域における広域的な推進体制の整備や地域連携ネットワークの構築に向けた必要な支援を行う。

### 2 事業実施状況

- (1) 日常生活自立支援事業の推進に向けた取組

年度	内 容
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに6社協が事業を開始 実施社協名：糸魚川市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村</li> <li>・巡回訪問の実施（10社協）</li> <li>・新任専門員研修会の開催</li> <li>・専門員会議の開催（3回）</li> <li>・生活支援員研修会の開催（5圏域で開催）</li> <li>・関係機関連絡会議の開催</li> <li>・市町村社協移行推進会議の開催（3回）</li> <li>・市町村社協事務局長会議</li> <li>・市町村社協事業担当課長・担当者会議の開催</li> <li>・事業未実施(移行)社協個別訪問の実施</li> <li>・市町村社協実施移行推進会議の開催</li> </ul>
R1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに8社協が事業を開始 実施社協名：柏崎市、加茂市、見附市、燕市、妙高市、五泉市、弥彦村、田上町</li> <li>・巡回訪問の実施（15社協）</li> <li>・新任専門員研修会の開催</li> <li>・専門員会議の開催（3回）</li> <li>・生活支援員研修会の開催（5圏域で開催）</li> <li>・事業未実施(移行)社協個別訪問の実施</li> <li>・市町村社協実施移行推進会議の開催</li> <li>・人材育成の強化推進「新潟県日常生活自立支援事業人材育成プログラム企画会議」の開催</li> </ul>



年度	内 容
R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに1社協が事業を開始。※県内29社協全て実施。 実施社協名：津南町</li> <li>・巡回訪問の実施（10社協）</li> <li>・事業担当部課長会議の開催</li> <li>・専門員ミーティングの開催</li> <li>・専門員研修Ⅰの開催</li> <li>・専門員研修Ⅱの開催</li> <li>・生活支援員研修会の開催</li> <li>・人材育成の強化推進「新潟県日常生活自立支援事業人材育成プログラム企画会議」の開催（8回）</li> </ul>

(2) 成年後見制度の推進に向けた取組

年度	内 容
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>①制度の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見セミナーの開催（2回）</li> <li>・成年後見制度普及啓発パンフレットの作成（12,000部）</li> </ul> </li> <li>②申立支援強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長申立マニュアルの改訂</li> <li>・市町村長申立推進研修会の開催（2回）</li> </ul> </li> <li>③後見人の育成・質の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見業務マニュアルの改訂</li> <li>・法人後見実施団体等における意見交換会の開催</li> <li>・法人後見推進研修会の開催</li> <li>・法人後見専門員スキルアップ研修会の開催</li> </ul> </li> <li>④広域的な推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用促進に係る意見交換会の開催（3回）</li> </ul> </li> <li>⑤地域連携ネットワークの構築支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度推進連絡会議の開催（6圏域で開催）</li> <li>・成年後見制度担当者研修会の開催</li> <li>・市町村プロジェクトアドバイザー派遣事業の実施（3市町村、3回）</li> </ul> </li> <li>⑥制度に関する調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に関する実態把握調査の実施</li> </ul> </li> </ul>

年度	内 容
R1	①制度の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見セミナーの開催（3回）</li> <li>・成年後見制度普及啓発パンフレットの作成（17,000部）</li> </ul> ②申立支援強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長申立推進研修会の開催（2回）</li> </ul> ③後見人の育成・質の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見専門員スキルアップ研修会の開催</li> <li>・法人後見実施団体等における意見交換会の開催</li> <li>・法人後見推進研修会（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）</li> </ul> ④広域的な推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用促進に係る意見交換会の開催（3回）</li> </ul> ⑤地域連携ネットワークの構築支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度訪問検討会の開催（8回）</li> <li>・成年後見制度担当者研修会の開催</li> <li>・市町村プロジェクトアドバイザー派遣事業の実施（1市町村、15回）</li> </ul> ⑥制度に関する調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に関する実態把握調査の実施</li> </ul>
R2	①制度の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度普及啓発パンフレットの作成（15,000部）</li> </ul> ②申立支援強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長申立推進研修会の開催</li> </ul> ③後見人の育成・質の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見専門員スキルアップ研修会の開催</li> <li>・法人後見実施団体等における意見交換会の開催</li> <li>・法人後見推進研修会の開催</li> </ul> ④広域的な推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用促進に係る意見交換会への参加（3回）</li> </ul> ⑤地域連携ネットワークの構築支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度訪問検討会への参加</li> <li>・成年後見制度担当者研修会の開催</li> <li>・市町村プロジェクトアドバイザー派遣事業の実施（1市町村、1回）</li> <li>・成年後見制度体制整備勉強会（大雪の影響により中止）</li> </ul> ⑥制度に関する調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に関する実態把握調査の実施</li> </ul>

### 3 事業成果

#### (1) 日常生活自立支援事業

##### ① 全市町村社協実施体制の推進

##### ア 全市町村社協実施体制整備の取り組み

全市町村社協実施体制整備を平成29年度から取り組み、令和2年4月1日には当事業が県内全市町村くまなく利用しやすい推進体制が整った。

年度	事業開始社協名
H29	小千谷市、村上市、阿賀野市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村
H30	糸魚川市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村
R1	柏崎市、加茂市、見附市、燕市、妙高市、五泉市、弥彦村、田上町
R2	津南町

#### イ 専門員・事業担当者の資質向上に向けた取り組み

平成29年度から全市町村社協実施体制整備に取り組んできたことに伴い、事業を開始した21社協における新任の専門員等が増加していることに鑑み、専門員会議におけるこれまでのプログラムや開催方法について見直しを図り、専門員や事業担当者としての知識向上並びに実践力の向上などに努めた。

##### <専門員会議における特徴的な取り組み>

- ・出席者の親密かつ活発なディスカッションが行われるよう県内を2圏域に分けて開催した。
- ・全社協における本事業の現状と今後の展開に関する方針について理解と共有を図るため、専門員並びに事業担当者が一堂に会する全体会として開催した。
- ・各社協における本事業の推進状況をテーマにした実践報告をとおして、県内の取り組み状況の共有を図った。
- ・業務の諸課題等をテーマに行うグループディスカッションをとおして、各社協における取り組みの共有と理解醸成、さらには専門員相互のコミュニケーションや連帯感・連携力の醸成等を図った。
- ・ケース検討の回数を増加させ実践力の強化を図った。

##### <研修カリキュラムの見直し>

平成29年度から取り組んでいる全市町村社協実施体制の施行により、配置された専門員の多くは経験年数が短い状況にあり、事業推進の中核的役割を担う専門員は、高い倫理観や困難事例にも対応できる援助技術が求められる中、その育成が急務となっているため、これまでの研修カリキュラムを見直した。

区分	コース	分類	対象者
専門員	専門員研修Ⅰ	基礎・ベーシック編	専門員又は事業担当で、新任の方、又は事業の基本的な内容の復習を希望する方。
	専門員研修Ⅱ	スキルアップ編	専門員又は事業担当者。
生活支援員	生活支援員研修Ⅰ	基礎・ベーシック編	生活支援員、専門員又は事業担当で、新任の方、又は生活支援員活動の復習を希望する方。
	生活支援員研修Ⅱ	スキルアップ編	生活支援員、専門員又は事業担当者。

(2) 成年後見制度の推進に向けた取組

① 制度の普及啓発

市町村におけるセミナーの実施やパンフレットの作成・配布により、一般県民や関係者の理解が促進された。

② 申立支援強化

マニュアルの活用や市町村の研修会への参加により、県内における市町村長申立件数が増加した。(H29：111件、H30：157件、R1：160件)

③ 後見人の育成・質の確保

マニュアルの活用や法人後見実施を検討する団体の研修会への参加により、県内における法人後見実施団体数や受任件数が増加した。

(実施社協数 H29.5：14カ所、H30.5：19カ所、R1.5：19カ所)

(社協受任件数 H30.5：133件、R1.5：170件、R2.5：207件)

④ 広域的な推進体制の整備

年3回の意見交換会を継続開催することにより、専門職団体との協力関係が構築され、県全体として課題や方向性を共有した上で、適切な連携や役割分担を行いながら、利用促進に取り組むことができた。

⑤ 地域連携ネットワークの構築支援

市町村の研修会への参加やアドバイザーの派遣により、中核機関を設置する市町村数が増加した。(H30.10：1カ所、R1.10：3カ所、R2.10：4ヶ所)

⑥ 制度に関する調査・研究

調査の実施及び結果の公開により、県内関係者間の情報共有が進み、制度の利用促進に係る取組への機運醸成につながった。

#### 4 今後の取組み

(1) 日常生活自立支援事業

① 事業を開始した市町村域における事業の早期定着と積極的な利用促進

ア 当事業が県内くまなく利用しやすいものとして、事業の早期定着を目指し、地域において本事業の理解を深めてもらうこと、また、多くの対象者に本事業を利用してもらうため、積極的な広報啓発活動の展開を推進する。

また、事業の早期定着のためには、事業推進の原動力となる専門員をはじめとする事業従事者の資質が鍵となる。とりわけ専門員においては、利用者の生活状況やニーズを的確に把握し、本人の自己決定の尊重・自立支援の観点から地域の社会資源を活用した適切な支援ができる高度な社会福祉援助技術が求められるため、経験年数の浅い従事者の育成を一層強化する。

イ 利用対象者の生活を支援するためには、地域福祉の視点から、社協の持つ特質を活用し、かつ地域の多様な社会資源を活用していくことが重要である。市町村社協と連携のもと、地域の

関係機関に本事業への理解を深めてもらう場である「関係機関連絡会議」の開催等とおして、当事業の目的や支援対象者、支援の範囲などを関係機関に適切な理解を求めるとともに、事業の円滑な実施を図るため、関係者との相互理解、役割分担に基づく連携強化に努める。

② 人材育成の強化推進

「事業従事者育成プログラム会議」（設置期間：令和元年12月～令和3年11月）の取り組みをおして、従事者に求められる人材像を描くとともに、必要な知識・スキルの習熟取得など資質向上を強化するために必要な研修や会議等のカリキュラム並びにプログラムの構築、さらには実践に必要なツールの整備などに努める。

(2) 成年後見制度の推進に向けた取組

① 権利擁護センターの設置と機能拡充

全社協が提唱する、地域住民や関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」について、市町村社協に設置や機能拡充を促すことで、日常生活自立支援事業との円滑な連携など、地域における総合的な権利擁護体制の構築を目指す。

② 法人後見実施体制の強化

適切な後見人等の担い手がないことで地域生活の継続が困難となる人を支えるべく、市町村社協に法人後見への取り組みを促し、個人の後見人等では、生活を支えることが難しい場合の後見ニーズに応え、地域のセーフティネットとしての役割を果たせるよう支援する。

③ 成年後見制度利用促進にかかる取り組みの推進

「成年後見制度利用促進基本計画」で謳われている地域連携ネットワークや中核機関にかかる取り組みを進める中で、市町村社協が積極的に関わることができるよう調整する。

### 3 福祉職員のキャリアパス構築の推進

#### 1 事業のねらい

- (1) 複雑化、多様化、高度化する福祉ニーズに対応できる福祉・介護人材を育成するため、福祉・介護などあらゆる事業種別・職種に共通して求められる能力やそれぞれのキャリアパスの段階に対応した研修と、現場のニーズに即したテーマ別研修を実施し、福祉・介護サービスの提供を担う職員の専門性と資質向上を支援する。
- (2) 社会福祉施設・事業所がキャリアパスの取り組みを推進し、職員が自ら将来に向けたキャリアパスを描き、やりがいを持って働き続けることができるよう支援する。

#### 2 事業実施状況

- (1) 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」への移行  
これまで福祉職員の階層別研修として、「福祉職員生涯研修課程」を実施してきたが、平成30年度に「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」（以下、「キャリアパス研修」という。）に完全移行した。
- (2) キャリアパス研修の講師養成  
キャリアパス研修への移行に伴い、研修の実施回数が増加したことから、研修講師の増員を図るため、県社会福祉士会、県介護福祉士会等の協力のもと、講師の養成を行い、研修実施体制の充実を図った。
- (3) 社会福祉施設・事業所におけるキャリアパスの構築支援  
社会福祉施設・事業所におけるキャリアパス制度の体制整備を促進するため「キャリアパス構築支援研修」を実施した。併せて、福祉業界未経験者を対象にした「社会福祉職員スタートアップ研修」や新任職員の定着促進を図るため「エルダー研修」を実施し、福祉人材の育成・定着に努めた。
- (4) 各種状況調査の実施  
平成30年度に、施設・事業所における研修ニーズやキャリアパス構築状況等を把握し、キャリアパス研修の受講促進を図ることを目的に「研修に関するアンケート調査」を実施した。また、令和元年度には、キャリアパス研修が受講者の行動面や意識面にどのような効果をもたらしているかを調べるため「研修受講後アンケート調査」を実施した。
- (5) 福祉関係団体との連携  
本会ホームページに、県社協、県老人福祉施設協議会、県社会福祉士会、県介護福祉士会、県介護支援専門員協会、県ホームヘルパー協議会、県保育連盟が主催する研修会を一体的に掲載し、社会福祉関係職員が、それぞれの専門分野やキャリアに応じた研修受講ができるよう情報提供を行った。また、各福祉団体研修担当者との意見交換会を開催し、研修計画や企画内容の情報共有・調整等を実施した。

年度	内 容
H30	①キャリアパス研修の実施 ・初任者コース（全4回、283名） ・中堅職員コース（全6回、344名） ・チームリーダーコース（全3回、207名） ・管理職員コース（1回、53名） ②キャリアパス研修指導者養成研修会への派遣（12名） ③キャリアパス構築支援研修の開催（1回、66名） ④社会福祉職員スタートアップ研修の開催（1回、131名） ⑤エルダー研修の開催（1回、108名） ⑥「研修に関するアンケート調査」の実施（回答数654、回収率38.7%）
R1	①キャリアパス研修の実施 ・初任者コース（全4回、235名） ・中堅職員コース（全6回、263名） ・チームリーダーコース（全3回、159名） ・管理職員コース（1回、53名） ②キャリアパス構築支援研修の開催（1回、26名） ③社会福祉職員スタートアップ研修の開催（1回、80名） ④エルダー研修の開催（1回、109名） ⑤「研修受講後アンケート調査」の実施（回答数407、回収率46.0%）
R2	①キャリアパス研修の実施 ※新型コロナウイルス感染症のため中止 ②福祉現場の人材定着・育成研修（旧キャリアパス構築支援研修）の開催 ※ライブ配信 ③社会福祉職員スタートアップ研修の開催 ※収録動画配信 ④新人・後輩職員の育成・指導研修（旧エルダー研修）の開催 ※収録動画配信 ⑤「研修に関するアンケート調査」の実施（隔年） ※新型コロナウイルス感染症への対応 キャリアパス研修については、新型コロナウイルス感染症により集合研修では受講者の感染リスクが排除できないことや感染対策に配慮した代替的なプログラムでは従来の研修プログラムに比べ十分な研修効果を得られないことを考慮し、当年度の開催を中止した。一方、その他の研修では、オンラインによる研修機会の提供に努めた。

### 3 事業成果

#### (1) キャリアパス研修の推進とキャリアパス体制の構築に向けた支援

キャリアパス研修を通して、階層ごとに必要とされる能力の開発と自身のキャリアアップの道筋を明確にし、職員一人ひとりが描いたキャリアデザインをもとに業務を通じて能力を発揮しながら、やりがいをもって働くことができるよう支援した。

また、職員が描くキャリアデザインの実現過程において、より良い質の高いサービスの提供や利用者の満足度、さらには地域での信頼獲得につながるよう施設・事業所内でのキャリアパス体制の構築を支援した。



## (2) 研修に関する福祉現場の実態把握と検証

各施設・事業所への調査を通じて、「事業所の規模により職位やポストが限られている」「キャリアパスの仕組みづくりや基準の制定や評価が難しい」という理由から、4割の施設・事業所でキャリアパス制度の導入が進んでいない現状が明らかになった。

一方で、キャリアパス研修は、受講者自身の意識面や行動面にプラスの行動変容をもたらすだけでなく、それが職場にも波及し組織にプラスの影響を及ぼすという効果がみられた。そういった点からも、受講した施設・事業所の7割から、キャリアパス研修は人材定着・育成に役立っていると回答が得られた。

## 4 今後の取組

### (1) キャリアパス研修の推進とキャリアパス体制の構築に向けた支援

キャリアパス研修は、職員の描くキャリアデザイン（個人の視点）と職場が整備するキャリアパス（組織の視点）を支援し、相互理解を促すところに特徴がある。個人としては、職場の中で自身のキャリアデザインの実現を図ることができ、法人・事業所としては、職員が積極的に職務に取り組むことで、利用者や組織が求める期待を実現し、成果に貢献していくことが期待できるため、引き続き、キャリアパス研修を推進していく。

それに併せて、法人・事業所がこれに沿った職員育成施策を確立・実施することで、組織として職員が将来の展望を持って働き続けることができる体制を構築できるよう支援していく。

### (2) 福祉人材の育成・定着への支援

キャリアパス研修の効果が一過性のものにならないためにも、福祉現場が抱える人材不足の課題に対して、法人・事業所として取り組むべき対策等に関する各種研修を実施しすることで、持続的な人材育成・定着が図れる体制づくりを支援していく。



---

発行 令和3年3月  
発行者 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会  
〒950-8575 新潟市中央区上所2丁目2番2号  
新潟ユニゾンプラザ3階  
TEL 025-281-5613

---